

法人成り・代替わりによる入札参加資格の承継申請の手引き (県外建設業者用)

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者を対象とした和歌山県が発注する建設工事に係る入札参加資格の承継のうち、個人から法人へ組織変更する場合、および個人事業主が死亡又は高齢等により営業の継続ができなくなった場合の手続きについては、以下のとおりとしています。

1. 承継できる場合

(1) 個人から法人へ組織変更する場合

[以下(①～⑤)のすべての要件を満たしている場合です。]

- ①許可を受けた個人の建設業を廃業すること。
- ②個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。
- ③個人の事業主が組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。
- ④上記②及び③の状態を承継認定後1年以上継続すること。
- ⑤個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。

(2) 個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を代替わりする場合

[以下(①及び②)のすべての要件を満たしている場合です。]

- ①承継人が当該個人事業主と同居している親族又は別居している2親等以内の血族であること。
- ②承継人が相続して建設業を営むことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。

2. 内容、手続き

(1) 承継の申請

必要書類を提出していただいた後に認定することにしてはいますが、
事前に必ず 和歌山県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班までご相談下さい。
(TEL 073-441-3069)

(2) 申請期間

事実発生日から3か月以内です。

(3) その他

必要書類のうち、間に合わないもの(総合評定値通知書等)があっても受付は行いますが、認定は全ての書類が揃った後になります。
よって、承認されるまでは新たな県発注工事の受注等はできません。

3. 必要書類(県外建設業者)

(1) 個人から法人へ組織変更する場合

- ①和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書(様式第1号)
- ②個人から法人への組織変更に係る誓約書(様式第2号)
- ③建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し【法人設立後のもの】
- ④財務諸表【法人設立前の直近1年度分の個人事業でのもの】
- ⑤設立した法人の商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書、定款、議事録及び法人設立後の財務諸表
- ⑥個人事業の廃止にともない、納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- ⑦総合評定値通知書の写し【法人設立後のもの】
- ⑧その他和歌山県が必要と認めるもの

(2) 個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を代替わりする場合

- ①和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書(個人承継)(様式第3号)
- ②同意書(様式第4号)及び同意人の印鑑証明書
- ③建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し【代替わり後のもの】
- ④承継人であることを証明する戸籍謄本【被承継人のもの】
- ⑤財務諸表【承継人のもの】
- ⑥財務諸表【承継前の直近1年度分の被承継人のもの】
- ⑦承継人及び被承継人が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- ⑧総合評定値通知書の写し【代替わり後のもの】
- ⑨その他和歌山県が必要と認めるもの